第五条第四項第一号を次のように改める。

一　まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ　地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

(1)　結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

(2)　移住及び定住の促進に資する事業

(3)　地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

(4)　観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

ロ　地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの

(1)　道路、農道又は林道であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

(2)　下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

(3)　港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業

第五条第四項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第十七条の二十」を「第十七条の三十二」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第十七条の十九」を「第十七条の三十一」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第十七条の十八」を「第十七条の三十」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「第十七条の十四」を「第十七条の二十六」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関する事項

第五条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第一号イからハまで」を「第一号」に、「第十二号」を「第十四号」に改め、同号ロ中「第十二条において」を「同項を除き、以下」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項

第五条第六項中「第四項第七号」を「第四項第九号」に改め、同条第十一項中「第四項第九号」を「第四項第十一号」に改める。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節　まち・ひと・しごと創生交付金の交付等

第十三条第一項中「同号イ、ロ又はハ」を「同号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「地域再生基盤強化交付金」を「前項の交付金（次項において「まち・ひと・しごと創生交付金」という。）」に、「施設の整備」を「事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「地域再生基盤強化交付金」を「まち・ひと・しごと創生交付金」に改め、「、交付金の種類に応じ」を削り、「従って」の下に「内閣総理大臣、」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条中「第五条第四項第十二号」を「第五条第四項第十四号」に改める。

第五章第十一節を同章第十三節とする。

第十七条の二十中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、第五章第十節中同条を第十七条の三十二とする。

第十七条の十九中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第十二号」に改め、同条を第十七条の三十一とする。

第十七条の十八中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に改め、同条を第十七条の三十とする。

第五章第十節を同章第十二節とする。

第十七条の十七中「第十七条の十五第一項」を「第十七条の二十七第一項」に改め、第五章第九節中同条を第十七条の二十九とする。

第十七条の十六第一項中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十号」に改め、同条を第十七条の二十八とする。

第十七条の十五第三項第一号並びに第四項第二号及び第四号中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十号」に改め、同条を第十七条の二十七とする。

第五章第九節を同章第十一節とする。

第十七条の十四中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第九号」に改め、第五章第八節中同条を第十七条の二十六とする。

第五章第八節を同章第十節とする。

第十七条の十三第一項中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第七号」に改める。

第五章第七節を同章第八節とし、同節の次に次の一節を加える。

第九節　生涯活躍のまち形成事業計画の作成等

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の十四　認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができる。

2　認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3　生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一　中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励その他の中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項